

【 第 1 6 回中標津町まちづくり町民会議報告 】

日時：平成23年2月10日(木) 19:00～21:10

場所：中標津総合文化会館(しるべつと) 2階 第1研修室

出席者：21名(中標津町まちづくり町民会議委員12名、ファシリテーター1名(東田)、職員プロジェクト5名、事務局3名)

<会議次第>

- 1 開 会
- 2 開会挨拶
- 3 議 題
 - (1) 全体討議
 - 条例名について
 - 文体について
 - 試案の内容検討について
 - ・第1章 総則
 - 第3条 自治の基本理念
 - 第4条 自治の基本原則
 - (2) グループ討議
 - 試案の内容検討について
 - ・第1章 総則
 - 第1条 目的
 - 第2条 用語の定義
- 4 閉会挨拶
- 5 閉 会

<配布資料>

- ・村上試案 (P3)
- ・議会及び行政の定義 (P4)
- ・中標津町条例の用語等の統一に関する措置条例 (P5)

<会議結果報告>

- 1 開会
- 2 挨拶： 杉本会長

[全体討議風景]



3 議題<進行：東田ファシリテーター>

(1) 資料説明

事務局より説明

(村上私案 P3)

・前回の課題となりお願いしていた、第3条、第4条の条文案について、後ほど村上委員本人より説明をいただく旨確認した。

(議会及び行政の定義 P4)

・用語の定義の参考にしていただくため、議会と執行機関の憲法上、法令上の内容について、第2条の話し合いの時に説明したい旨確認した。

(中標津町条例の用語等の統一に関する措置条例 P5)

・条例文の細かい表現の参考にしていただくため、当用漢字の改定にあわせた条例となっている旨説明し、遵守する旨確認した。

(2) 全体討議

町民会議のあり方、進め方について

東田ファシリテーターより説明

・複数の委員より条例の必要性について、意見をいただきましたので、その発言を受け、全体で話し合うこととした。

委員より発言あり。

【意見交換】

全委員、職員PT及び事務局より発言あり。

条例の必要論と不要論が出されたが、議論を進めていくうちに、納得できるようにこの会議を進めていかなければならないということで意見が一致し、条例を制定した市町村の現状を知ること必要として、委員による取材の上、報告することを確認した。

また、進め方について、欠席者の対策について議論したが、時間となり、次回に持ち越された。

予定されていた全体討議、グループ討議はできなかった。

次回以降の町民会議の日程は、下記のとおり予定しております。

第17回 平成23年 2月24日(木) 総合文化会館(しるべつと)

第18回 平成23年 2月25日(金) 役場3階301号会議室

4 閉会挨拶：武田委員

5 閉 会

中標津町自治基本条例

第1章 総則

* 「ですます調」「である調」と決めました。でも、結構、他所のまちでも、ですます調を使っていますし、「私たち」と始めると「である」には違和感があることから、やっぱり「ですます調」にしてみました。

* 前回の話し合いを受けて、最初の「私たち」にのみ「町民・議会・行政は」と入れてみました。「町民、議会、行政は」かもしれません。

(自治の基本理念)

第3条 私たち町民・議会・行政は、中標津町民憲章の精神を尊重し、次のとおり町民が主体の自治をすすめます。

- (1) 私たちのまちは、私たちが創るといふ確かな考えをもち、住みよいまちをめざします。
- (2) 協働の精神を大切に、安心して暮らせるまちをめざします。
- (3) 次世代に引き継ぎたい、豊かなまちをめざします。

* 私に与えられた宿題の(1)～(3)です。

「簡潔に」を一番に考え、「集まる・つながる・ひろがる」を意識しました。語尾を、「めざします。」に統一してみました。

(自治の基本原則)

第4条 私たち町民・議会・行政は、次の原則により、中標津町の自治の実現を図ります。

- (1) 情報共有の原則 私たちは、議会と行政がもつ情報を共有します。
- (2) 町民参加の原則 行政運営は、町民参加のもとに行われます。
- (3) 協働の原則 私たちは、それぞれの役割と責任において、対等な関係で協力し合います。

* 「こと」で終わるより、この方が柔らかいかなと思います。

議会及び行政の定義

議会について

(1) 定義

地方議会とは、住民の直接選挙によって選出される議員をもって構成される議事機関をいう。

【根拠法令】

- ・ 憲法第93条第1項
- ・ 地方自治法

(2) 議会の権能

住民の代表機関として、議事機関として、地方公共団体の主要な意思決定を行う。

執行機関の行政運営を民主的に監視し、牽制する。

(3) 議会の地位

二元代表制の採用により、地方議会の地位は、執行機関と独立対等の立場に位置づけられ、議事機関と執行機関の両者が全体として自治権の最高機関となっている。

執行機関について

(1) 定義

独自の執行権を有し、担任する事務については、地方公共団体としての意思決定を自ら行い、外部に表示することができる機関をいう。

具体的には、地方自治体の長、執行機関内部の職員及び行政機関をいう。

【根拠法令】

- ・ 憲法第93条第2項
- ・ 地方自治法第96条、第138条の2参照

96条において、議会が意思決定できる事項が限定的に列挙されている。

議会がする意思決定事項以外は、執行機関が意思決定を行う。

(2) 執行機関の機能

議会の意思決定した事項について、執行を行う。

執行機関の権限に属する事項については、自ら意思決定し、これを外部に表示し、執行する。

(3) 執行機関の地位

二元代表制の採用により、地方議会の地位は、執行機関と独立対等の立場に位置づけられ、議事機関と執行機関の両者が全体として自治権の最高機関となっている。

中標津町条例の用語等の統一に関する措置条例

平成14年12月18日条例第38号

中標津町条例の用語等の統一に関する措置条例

(目的)

第1条 この条例は、この条例施行の際、現に存する中標津町条例(以下「条例」という。)の用語、用字、送り仮名等(以下「用語等」という。)の統一を図ることを目的とする。

(用語等の統一の基準)

第2条 条例に用いられている用語等は、別表左欄に掲げる語句(動詞その他活用する語句にあっては活用形を含む。)は、それぞれ当該右欄に掲げる語句に改める。

2 条例に用いられている拗音等の表記は、法令における拗音及び促音に用いる「や・ゆ・よ・つ」の表記について(昭和63年内閣法制局総発第125号)に基づき、その内容を変えることなく小書きとする。

(見出しの整備)

第3条 条例中見出しが付されていない条(共通見出しにより付されていない条を除く。)に見出しを付する。

(法令及び例規の引用)

第4条 条例の条文中、引用した法令等については、「平成 年法律第 号」等と統一するものとする。

2 条例の条文中、引用した条例、規則等については、「平成 年条例第 号」等と統一するものとする。

(別表等の統一)

第5条 条例中の別表及び様式において、関係条名のないものについては、関係条名を付するものとする。

(表記の統一)

第6条 第2条から前条までに規定するもののほか、条例中の表記は、その内容を変えることなく、統一するものとする。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、用語等の統一について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成15年1月1日から施行する。

別表(第2条関係)

1 平仮名を漢字に書き直すもの

左欄	右欄
あくる	明くる
あたる	当たる
あてる	充てる
あまり	余り

いたって
いたる
うけ
おおいに
おおきな
および
がいして
かかげる
かかる
かぎり
かっこ
かならず
かならずしも
かろうじて
きわめて
こえる
ことに
さらに
さる
したがう
じつに
すくなくとも
すこし
すでに
すみやかに
せつに
そこなう
たいして
たえず
たがいに
ただちに
たとえば
ちいさな
ついで
つぎ
つど
つとめて
つねに
とくに

至って
至る
受け
大いに
大きな
及び
概して
掲げる
係る
限り
括弧
必ず
必ずしも
辛うじて
極めて
超える
殊に
更に
去る
従う
実に
少なくとも
少し
既に
速やかに
切に
損なう
大して
絶えず
互いに
直ちに
例えば
小さな
次いで
次
都度
努めて
常に
特に

ならびに	並びに
はじめて	初めて
はたして	果たして
はなはだ	甚だ
ふたたび	再び
または	又は
まったく	全く
もしくは	若しくは
もっとも	最も
もっぱら	専ら
わりに	割に

2 漢字を平仮名に書き直すもの

左欄	右欄
予め	あらかじめ
如何なる	いかなる
何れ	いずれ
虞	おそれ
恐れ	おそれ
於いて	おいて
且(つ)	かつ
毎	ごと
事とする	こととする
此の	この
之を	これを
従って	したがって
(接続詞のみ)	
総べて(凡て)	すべて
其の	その
夫々	それぞれ
但し	ただし
但書	ただし書
為	ため
出来る(利用できる、できるだけ)	できる
通り	とおり
外・他(「ほか」と読む場合のみ)	ほか
又	また
迄に	までに
以て	もって

因る	よる
依る	よる
巨たり	わたり

3 送り仮名の補正

左欄	右欄
当る(り)	当たる(り)
行なう	行う
異なる	異なる
伴なう	伴う
基く(き)	基づく(き)

4 書き替え

左欄	右欄
1箇年(月)	1か年(月)
才	歳
才出(入)	歳出(入)
年令	年齢
巾	幅
付属	附属
輻	両